

入札説明書

公益財団法人三重県体育協会（以下、「本協会」という。）が三重県から指定管理者として指定を受けた、三重県営松阪野球場の放送設備更新に係る一般競争入札（以下、「入札」という。）の実施について、関係法令に定めるものの他、この入札説明書によるものとします。

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品の名称
三重県営松阪野球場 放送設備の更新
- (2) 調達物品の規格、性能等
別添仕様書のとおり
- (3) 納入期限
令和元年6月27日(木)
- (4) 納入場所
〒515-0054 松阪市立野町1370番地 松阪市中部台運動公園内
三重県営松阪野球場 本部席

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱に定めた入札参加資格要件を満たす者で、三重県内に本店・支店又は営業所（以下、「販売拠点」という。）を置いている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく三重県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 法令等の規定により、販売について許認可等を要する場合は、当該する許認可等の免許を有していること。
- (4) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書兼誓約書（様式第2号、以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該業務の入札の日において、三重県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号。以下、「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその他反社会的団体及びその構成員でない者であること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体及びその団体に属しない者であること。
- (7) 国・三重県税を滞納していない者で、三重県から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 本件の仕様を満たした機能を有する物品を確実に設置し、設定できると認められる

者で、物品についての保守、点検、修理、部品等の提供等のアフターサービスが本協会の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

(10) 本業務と同等な種類規模の契約実績がある者であること。

3 入札の参加申込等

この一般競争入札に参加を希望する者は、下記(3)の書類を添えて提出してください。

(1) 入札の参加申込み等に係る提出場所

〒510-0054 松阪市立野町 1370 番地

三重県営松阪野球場 管理事務所

電話 0598-30-5814 ファクシミリ 0598-30-5816

(2) 申込書等の提出期間

令和元年5月8日(水)から5月15日(水)までに上記(1)の場所に一般書留又は簡易書留にて提出してください。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書兼誓約書(様式第2号)

イ 本業務と同等な種類規模の契約実績がわかる書類

※契約書又は履行確認書の写し

(4) 提出書類に係る費用

提出書類の作成、提出に係る費用は、すべて提出者の負担とします。

4 現場確認

現場確認については、令和元年5月8日(水)から5月15日(水)の9時から15時の間に確認することができます。現場確認を希望する方は、予め施設に連絡のうえ、施設の指定する時間及び指示に従って確認を行ってください。(休場日を除く)

5 仕様書等に関する質問

(1) 入札説明書、仕様書等に関する疑問がある場合は、任意様式により文書、Eメール、ファクシミリで質問を受け付けます。

ア 質問書受付期間

令和元年5月8日(水)から5月15日(水)の15時まで

イ 提出場所

上記3の(1)の場所

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答については、令和元年5月17日(金)13時に本協会ホームページに掲載します。

6 入札の参加資格確認結果の通知

入札参加資格は、入札参加申込書及び提出資料を確認した後、5月16日(木)の午後にファクシミリにて通知します。

なお、入札参加資格がないと認められた者は、任意の書面により本協会理事長にその理由の詳細説明を下記により求めることができます。

ア 提出期限：令和元年5月19日(日)の12時まで

イ 提出場所：上記3の(1)の場所

ウ 提出方法：上記3の(1)の場所へファクシミリとします。説明要求があった場合は、2日以内(土日休日を除く)に説明を求めた者に書面により回答します。

7 入札書の提出方法

入札は郵便による入札とします。

(1) 提出場所：上記3の(1)の場所

(2) 提出期間：令和元年5月16日(木)から5月22日(水)16時必着

(3) 提出方法：一般書留又は簡易書留のいずれかにより提出してください。これ以外の方法で提出された入札書は無効となります。

(4) 外封筒：外封筒に「三重県営松阪野球場放送設備更新入札書」と朱書きして、入札参加者の所在地と代表者名を明記してください。

(5) 入札執行回数は、2回を限度とします。(再度入札についても郵便入札とします。)初回入札において、落札者が決定しなかった場合は、開札後速やかに再度入札を行う旨を入札参加者へ連絡します。

(6) その他

ア 入札書の作成及び提出に係る一切の費用は、入札参加者の負担とします。

イ 提出された入札書の差替え又は再提出は認めません。

ウ 入札書提出にあたっては、入札(見積)内訳書を添付してください。

8 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で作成し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表記してください。

(2) 入札書は所定の様式(様式第4号)により、次の点に留意して記載してください。

ア 年月日は入札書の提出日とします。

イ 入札者の氏名及び押印は、法人にあつては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とします。

(3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(4) 一度提出された入札書は、これを書き換え、引換え又は撤回することはできません。

(5) 本件の入札手続等を十分承知のうえ、入札してください。

9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨を使用します。

10 入札、開札の日時及び場所

期日：令和元年5月23日(木) 10時

場所：上記3の(1)の場所

1 1 開札立会について

本入札に際しては、入札事務に関係のない本協会の職員を立ち合わせて執行するため、立会いは不要です。

1 2 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金については免除とします。

(2) 契約保証金

契約金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入していただきます。

なお、契約保証金の納入を免除する場合があります。

1 3 無効とする入札

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、当該入札者は再度の入札の参加を認めません。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者(入札参加申込後、当該資格を有しなくなった者を含む。)

(2) 本件入札参加申込書又は提出書類において虚偽の記載をした者の入札

(3) 入札金額を訂正した入札

(4) 入札金額が確認できない入札

(5) 上記7の(3)に記載する方法以外による入札

(6) 再度入札する場合、前回の最低価格以上の価格での入札及び初回入札に参加しなかった者のした入札

(7) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合

1 4 入札書提出後の入札辞退

開札直前までは入札の辞退を認めることとし、入札者は入札辞退届(様式第7号)を上記3の(1)の場所に持参又は郵送により提出してください。なお、緊急を要する場合は、ファクシミリによる届け出も認めます。

1 5 落札者の決定方法

(1) 予定価格の範囲内で最低の価格を持って有効な入札を行った者を落札者とします。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定し、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。

(3) 予定価格の範囲内での入札がないときは、再度の入札を行います。

(4) 再度の入札をしても、落札者がいないときは、最低の価格を入札した者と随意契約交渉を行います。

1 6 入札に関する条件

(1) 入札者が同一事項において2通以上した入札でないこと。

(2) 連合その他不正の行為によってされたと認められる入札でないこと。

(3) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(4) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

1.7 入札の中止

天災等その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止します。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがあります。

1.8 落札の失効

次の各号に該当する場合は契約締結の権利を失うものとします。

(1) 下記の書類を落札者が決定された日から5日以内に提出しない場合

県内に本店・支店・営業所を有する事業所

○県税事務所が発行する〔納税確認書〕＝所管県税事務所発行＝「無料」

○納税証明書その3 未納税額がないこと用＝所管税務署発行＝「有料」

※上記納税確認書及び納税証明書は、開札日より3ヶ月以内に発行されたもの
とします。なお、証明書についてはコピーでの提出も可とします。

(2) 契約書を提出しない場合

(3) 上記2の一般競争入札の各項を満たしていない場合及び1.6の各項の理由により入札時の落札候補者が契約締結の権利を失った場合は、入札時における次点者を落札候補者とします。

1.9 契約書の作成

(1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から5日以内に契約担当者に提出してもらいます。

(2) 前号の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うこととなります。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、収入印紙は各々の負担とします。

(4) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。

2.0 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところによります。なお、検査の実施場所は、上記1の(4)の場所とします。

2.1 問い合わせ先

本件に関する問い合わせ先

〒515-0054 松阪市立野町1370番地

三重県営松阪野球場 管理事務所

電話 0598-30-5814 ファクシミリ 0598-30-5816

E-mail: info@matsusaka-stadium.jp